

# 令和8年度川西町利用者負担額（保育料）一覧表

保育所

3号認定（満3歳未満児） 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業等

階層区分	定義		保育料			
			標準時間		短時間	
			町補助なし	町補助あり	町補助なし	町補助あり
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親等世帯	0円	0円	0円	0円
		上記以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	3-1 均等割のみ	ひとり親等世帯	7,550円	0円	7,450円	0円
		上記以外の世帯	16,100円	0円	15,900円	0円
	3-2 所得割税額 48,600円未満	ひとり親等世帯	8,200円	0円	8,100円	0円
		上記以外の世帯	17,400円	0円	17,200円	0円
第4階層	4-1 所得割税額72,800円未満		25,300円	0円	25,000円	0円
	4-2 所得割税額97,000円未満		27,300円	0円	26,900円	0円
第5階層	5-1 所得割税額133,000円未満		35,000円	0円	34,500円	0円
	5-2 所得割税額169,000円未満		40,400円	0円	39,900円	0円
第6階層	6-1 所得割税額235,000円未満		45,700円	0円	45,000円	0円
	6-2 所得割税額301,000円未満		48,700円	0円	48,000円	0円
第7階層	所得割税額397,000円未満		52,400円	0円	51,600円	0円
第8階層	所得割税額397,000円以上		53,000円	0円	52,200円	0円

《備考》 2号認定・3号認定共通

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り。）の市町村民税所得割額の合計額で決定します。
- 2 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9月から翌年3月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第2階層、第3階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 延長保育料は、各保育所、認定こども園で定めています。
- 6 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。

## 令和8年4月分から利用者負担額(保育料)が、全階層保育料無償化になりました。

川西町では、令和8年4月から本町独自の取組として、保護者の経済的負担軽減のため、全階層の保育料を無償化します。

財源として山形県の「保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金」を利用するとともに、令和8年度は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」も活用します。

川西町内にお住まいで、子どもが保育所、認定こども園(保育所部分)、小規模保育事業等に在園している方が対象です。